

平成 2 9 年度児童虐待重大事例
検証報告書

平成 3 0 年 3 月

埼玉県児童虐待重大事例検証委員会

目 次

1	はじめに	1
2	検証の目的	1
3	検証の方法	1
4	鶴ヶ島市で発生した1歳男児重症事案について	1
5	新座市で発生した0歳男児死亡事案について	5
6	まとめ	8
	【参 考】	9

1 はじめに

この報告は、平成29年4月に鶴ヶ島市で発生した1歳男児重症事案及び平成29年8月に新座市で発生した0歳男児死亡事案について当委員会が行った検証結果をまとめたものである。

このような事案が繰り返し発生しないように、児童を虐待から守る役割を担う県や市町村などの関係機関の対応を検証し、再発防止に向けて取り組んでいかなければならない。

検証委員一同、このような事案が生じたことを重く受け止め、この検証から得られた教訓が関係機関の職員各位の取組に生かされることを期待するものである。

2 検証の目的

この検証は、本事案の事実関係を正確に把握し、そこから問題点と課題を抽出し、県や市町村など関係機関が今後の児童虐待防止のために取り組むべき対策を提言するために行うことを目的としており、関係者や個人の責任を追及することを目的としたものではない。

3 検証の方法

この事案の事実関係を正確に把握するため鶴ヶ島市及び新座市の児童に関する記録書類を詳細に検討するとともに、関係者のプライバシー保護には細心の注意を払い、鶴ヶ島市及び新座市の担当者などから当時の状況を聴取した。

4 鶴ヶ島市で発生した1歳男児重症事案について

(1) 事案の概要

鶴ヶ島市（以下「市」という。）で、平成29年4月10日夜、父に頭部を殴打された1歳男児（以下「本児」という。）が意識不明の状態で見送られるという事案が発生した。

その後の調査により、父が本児の頭を拳やハサミの柄で殴り、足首をつかんで児童を床にたたきつける等の暴行を加えていたことがわかった。

発生までの経過概要は次のとおりである。

平成27年8月、本児が出生した。

平成28年4月、本児が市内の保育所の利用を開始した。

平成28年12月、保育所が本児の目のあたりの傷と腫れを確認した。母は保育所に、父が投げたスプレー缶が本児に当たったと話すとともに市役所へ相談したため、市は、母と面接を行った後に、家庭訪問して父に指導を行った。本児に対する初めての虐待行為が行われたため、本児を要保護児童対策地域協議会の新規ケースとして登録した。

平成29年4月10日、父が、自宅内で本児の頭部を拳などで殴打するなどの暴行を加え、本児に外傷性急性硬膜下血腫の傷害を負わせた。この日、父は自宅の浴室で本児の散髪をしていたが、本児が言うことを聞かなかったことでイライラし、本児の頭を拳やはさ

みの柄で殴り、更に足首をつかんで頭を廊下や居間などの床にたたき付けるなどの暴行を加えた。

母は、本児を父から奪い取り、身を挺して本児を守ろうとしたが、本児がぐったりしている様子を見て119番通報した。

本児は、県内の医療機関に救急搬送され入院治療中だが、依然として意識不明の容態が続いている。

平成29年4月11日、埼玉県警察は父を傷害容疑で逮捕し、5月1日にさいたま地方検察庁が父を傷害罪で起訴した。

平成29年11月30日、さいたま地方裁判所で判決公判が開かれ、懲役11年の判決が言い渡された。

(2) 課題・提言

子供や母への繰り返しの暴力、重症になりかねない行為に対するリスク評価
課題

・父による、兄・姉・本児・母に対する暴力は、同一世帯の中で発生した一連の行為であり、兄の出生から本児が重傷を負うまでの期間に、この世帯では子供に対して把握しているだけで10回の暴力行為があった。

・約3年の間に子供に対する暴力行為が10回も繰り返されたと捉えると、リスクは中度より重く評価されるべきではなかったか。

・生後1か月の兄の頭をたたいたり、布団の上に落とす行為や本児の顔面にスプレー缶を投げつける行為があった。

・これらの行為は、打ちどころや当たりどころが悪ければ、強い頭部外傷や失明等になるような非常に危険な行為であった。このような行為は、結果が軽傷であったとしても、重傷事例に準ずる危険な行為としてリスクを評価すべきであった。

・また、3人の年子を育てることに対する父母の負担、経済的問題や出産への決意、子供たちがきょうだいや母親に対する暴力を目撃しており心理的虐待を受けていたという面も家族全体の課題として捉えるべきであった。

事実関係

・平成25年10月から平成28年12月までの約3年の間に、兄に対して7回、姉に対して2回、本児に対して1回の暴力行為があったという情報が把握されていた。

(父による子供への暴力)

平成25年10月...兄(生後1ヵ月)の頭を叩く。激しく揺する。布団の上に落とす。

平成25年12月...兄に怒鳴ったり、あやしているうちに落とす。

平成27年 2月...姉を布団に投げ飛ばす。叩く。

平成27年 8月...兄にマグネット付のおもちゃを投げ、目の下に当たる。

平成27年 9月...兄の頭を叩く。

平成27年11月...姉を投げ飛ばす。

平成27年11月...兄をリモコンで叩き、唇に傷ができる。

平成27年11月...兄の目と目の間をリモコンで叩く。頬を叩く。

平成28年 9月...兄を床に叩きつけ、兄のほほにアザができる。

平成28年12月...本児にスプレー缶を投げ、本児の顔に当たる。

・平成27年4月の実務者会議において、兄を新規ケースとして報告し、要保護児童として登録した。会議では、『リスクは中度、緊急性はないが今後継続して関係機関で連携しながら見守っていく』という方針とした。

提言

- ・同一世帯で複数の児童が虐待を受けていた場合は、児童ごとにリスクを評価するだけでなく、世帯の中で発生した一連の行為であることや虐待を目撃していた児童への影響などを考慮してリスク評価を行う。
- ・結果的に軽傷であった暴力行為でも、頭部や顔面への暴力は、受傷部位が少しずれただけでも重傷を負う行為であるため、重傷事例に準ずる危険な行為としてリスク評価を行う。

要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）への経過報告が1年以上空いていた進行管理、虐待が長期化していたことへの評価

課題

- ・市要対協における要保護児童の登録要領では、継続ケースは3カ月に1回報告すると定められていたが、繰り返し虐待を受け、継続ケースとして扱われていた兄の要対協への報告が1年間行われていなかった時期があった。
- ・父による兄・姉・本児に対する暴力は、平成25年10月から平成28年12月という長期間にわたって行われていた。
- ・虐待が長期化するほど、児童への虐待の影響は大きくなることから、長期にわたって虐待が続いていること自体をリスクとして捉えるべきであった。

事実関係

- ・実務者会議での扱いは次のとおり

平成27年4月の実務者会議において、兄を新規ケースとして登録

平成27年5月の実務者会議において、兄の状況を継続ケースとして報告

平成27年12月の実務者会議において、兄の状況を継続ケースとして報告

平成28年12月の実務者会議においてし、本児を新規ケースとして登録

・市要对協における要保護児童の登録要領では「継続とした場合は半年程度の支援方法を協議するとともに、3カ月程度に1回状況を報告する。ただし、重大事案があった場合は、その都度報告するものとする。」と定められている。

・平成25年に兄が出生してから、事案発生までの期間に、兄に対して7回、姉に対して2回、本児に対して1回の暴力行為があったという情報が把握されていた。

提言

・実務者会議への報告頻度及び期間を定めている場合は、そのルールに従った報告が行われているかチェックを行う。

・要对協のケース数が多い場合は、ケースに関する重要なキーワード（例：「DV」「貧困」「年子」など）を定め、そのキーワードに関する状況を報告するなど、報告方法を工夫して会議運営を行う。

・個々の虐待行為へのリスク評価だけでなく、虐待が長期化することで児童に対する虐待の影響が大きくなることもリスクとして評価する。

父の暴力傾向やDV・アルコール依存を考慮したリスク評価、要对協の活用

課題

・市が父に指導を行ったところ父が素直に加害を認め、反省の態度を示したため抑止の効果があったと市は捉えていたが、その後も、父による児童に対する暴力行為があった。また、母へのDVも繰り返されていた。

・父の暴力傾向、DVやアルコール依存の可能性といった観点からの父の行動背景に対する調査や評価が充分に行われていなかった。

・市と母の間で相談関係が構築できており、家庭内の課題も共有できていたことから、支援方針を検討するためのケースカンファレンスを開催しなかった。

事実関係

・父への指導及び虐待の状況

平成27年11月、保育所が、兄の目のあたりに傷と腫れがあるのを発見したため、ケースワーカーが家庭訪問し、父に指導を行った。

平成28年9月、保育所が兄の頬にあざを発見した。その後しばらくは、傷やあざは発見されなかった。

平成28年12月、父が投げたスプレー缶が本児に当たり、左目から頬にかけて赤く腫れて鼻血が出たため、ケースワーカーが家庭訪問し、父に指導を行った。

平成29年4月、本事案が発生

・父の児童以外への暴力やアルコール依存の可能性

平成26年11月、母が、父が怒って扉を殴ったと話した。

平成27年9月、母が、父に兄の入浴を頼んだら、イライラして兄をたたいたり浴室のスチールガラスをたたいて壊したと話した。

平成27年11月、保育所が、母の右ひじにあざがあるのを発見した。母は、父にやられたと話した。

平成28年12月7日、母が、父にたたかれたと話した。

平成28年12月13日、母は、12月11日に父と母がケンカし、母は父から家を出て行けと言われたため、母は父方実家に3人の子供を連れて行った。父はやけになり、お酒を飲みすぎてアルコール中毒になり入院したと話した。

提言

・指導を受けた後も加害行為に及ぶ暴力傾向やDV、アルコール依存については、再度の加害につながる要因（動的・急性的リスク要因：衝動性、怒り、酩酊など）として捉え、虐待リスクを評価する。

・虐待を行っている者の行動背景について、児童虐待担当部署やDV相談担当部署等と共有し、各部署による児童のいる世帯との関わり（保護者からの相談、乳幼児健診など）を活用して調査や評価を行う。

・また、対応が困難な事案については、個別ケースカンファレンスを開催し、児童相談所などの関係機関に意見を求める。

5 新座市で発生した0歳男児死亡事案について

(1) 事案の概要

新座市（以下「市」という。）で、平成29年8月31日、母に強く揺さぶられた0歳男児（以下「本児」という。）が意識不明の状態で見送られ、9月4日に死亡するという事案が発生した。

発生までの経過概要は次のとおりである。

平成29年7月、本児が出生した。

平成29年8月21日、赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）により、市保健センターの保健師が家庭訪問した。

平成29年8月31日、本児が受傷し、心肺停止状態となり母が119番通報した。救急隊が本児を救急搬送した。病院で、広範囲の眼底出血、硬膜下血腫、等が発見される。

平成29年9月1日、警察が父母から事情聴取し、母は本児を揺さぶったことを認めた。

平成29年9月4日、本児の容態が悪化し死亡した。

(2) 課題・提言

関係機関からの情報提供や家庭訪問で得られた情報の結果に対するフォローアップ 課題

- ・平成29年7月15日に本児の2週間健診を実施した医療機関から3日後に保健センターに、母に対してサポートしてほしいと連絡があった。その後同年8月21日の赤ちゃん訪問時では母は健康そうな様子だったが、本児に対する乱暴な扱いが見られたため、チラシにより乳幼児揺さぶられ症候群の説明を行った。
- ・平成29年7月3日、本児の出生から約2か月後、同年8月30日(本件前日)に実施された兄の1歳6カ月児健診では、母から相談希望も精神的な不安定さも見られなかったため、前記2週間健診や家庭訪問時の状況(本児に対する乱暴な扱いなど)が改善されたかについて母に聞かなかった。
- ・家庭訪問時等に感じた心配な点を、事前に担当スタッフなどで申し送りをしたりして、兄の健診時にも状況確認するなど、機会を見つけてフォローアップすべきではなかったか。

事実関係

- ・平成29年7月18日に、本児の2週間健診を実施した医療機関から「本児の体重増加不良、母の睡眠不足・食欲減退・涙もろさあり。市保健センターでサポートしてほしい。」と連絡があった。
- ・平成29年8月21日に、市保健センターが赤ちゃん訪問を行った。本児の発育順調。本児が泣きだしあやす時に、座布団に寝ている児を左右交互に傾けて揺らすと泣き止むとのことで、若干乱暴な様子が見られたため、「赤ちゃんが泣くこと」のチラシで乳幼児揺さぶられ症候群の説明をした。
- ・平成29年8月30日、兄の1歳6カ月児健診に母と兄が市保健センターに来所した。母から相談希望なし。

提言

- ・関係機関からの情報提供や、家庭訪問時の様子から養育に気になる点があった場合には、その後の経過を見ながら、支援が必要な状況であるか、養育状況が悪化していないかといった検討が必要となる。
- ・訪問時等に気になった点(例：児童に対する乱暴な扱い)に関する注意喚起等を相手理解しているか、改善されたかどうか、再度の家庭訪問や児童のきょうだいの健診時に確認するなど、対象となる世帯と関わる機会を活用してフォローアップを行い、必要に応じて支援を実施する。

家族構造を考慮したアセスメントや不自然さに対する対応 課題

- ・母は若年で親族によるサポートがない状況で乳児と1歳児という手のかかる時期の育児を一手に担い、不眠や涙もろさを訴えていながら、家庭訪問時に部屋が整頓され身なりも整っており、母の統制過剰なパーソナリティーや不自然さを感じさせる状況であった。
- ・母は、育児をしながら5時前に出勤する父の弁当を毎日作るなど、負担の大きい生活をしていても父に対する不満を述べていなかった。父母間の力関係なども踏まえた家族全体のアセスメントが必要だったのではないか。

事実関係

- ・平成28年11月15日に実施した兄の9～10か月児健診のアンケートに、母が「育児に対して不安になったり、イライラ」という問いに『いつも』と回答し、その理由を「夫が5時前に出勤し19時半帰宅。夫の帰りが遅い。弁当を作っている。」と話した。
- ・平成29年7月18日に、本児の2週間健診を実施した医療機関から「本児の体重増加不良、母の睡眠不足・食欲減退・涙もろさあり。市保健センターでサポートしてほしい。」と連絡があった。
- ・平成29年8月21日に、市保健センターが赤ちゃん訪問により家庭訪問した。本児の発育順調。

提言

- ・家庭訪問や面接時に得られた情報から、父母の夫婦関係や家族の生活状況を想定し家族全体を捉えることで、不自然さや違和感を感じることもある。
- ・不自然さや違和感は家族構造の中で生じる無理や矛盾を表している場合があり、保護者の強いストレス等の背景となり虐待等の養育上の問題につながるおそれもあることをリスク評価や支援に反映させる。

保護者に会えない期間や訪問時の改善状況に対する評価

課題

- ・2週間健診を実施した医療機関から、母の不眠傾向、本児の体重増加不良などがありサポートが必要という情報提供を受け、速やかに市保健センターが母に連絡したが、母と予定が合わず、訪問が1か月先になった。
- ・日程が合わないのではなく、訪問を先延ばしにしたかった可能性はないか、訪問できない期間に本児の養育状況に問題が生じないかといった点を想定して、リスクを評価することが必要ではないか。
- ・また、家庭訪問時に母の状況が良いように見えても、不眠等が改善したのか、一時的に良い状況にあるだけなのかという観点も必要ではないか。

事実関係

・平成29年7月18日に、本児の2週間健診を実施した医療機関から「本児の体重増加不良、母の睡眠不足・食欲減退・涙もろさあり。市保健センターでサポートしてほしい」と連絡があった。

同日、市保健センターが母に電話した。母から体調に関する訴えは無かった。早めに訪問できるように7月中の訪問を提案したが、母と予定があわず、お盆も挟むために8月21日に訪問予定とした。

・平成29年8月21日に、市保健センターが赤ちゃん訪問を行った。本児の発育順調。

提言

・家庭訪問や保護者との面接の日程が合わない場合や、訪問等を保護者が拒否した場合は、保護者や児童の心身の状況が悪いなど、保護者が訪問を受けたくないような状況が生じている可能性があることを想定して対応を検討する。

・また、家庭訪問時の保護者等の状況が健全に見えた場合であっても、その家庭が抱える課題が改善したのか、一時的に良い状況になったのかという点を踏まえてリスク等を評価する。

6 まとめ

今回の検証においては、関係機関（関係部署）が把握していたそれぞれの世帯に関する情報を総合的に捉え、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、家族全体のアセスメントとリスク評価を行うこと等が提言されている。

児童虐待通告件数の増加により、要保護児童対策地域協議会の登録ケース数の増加など、児童虐待に関連する部門の業務量が増加している中で、提言にあるような十分なアセスメントやリスク評価等を行うためには、ホームスタート事業（家庭訪問型子育て支援事業）などにより地域や民間の力を活用するとともに、行政機関の体制整備が不可欠である。

児童虐待重大事案の再発防止に向け、本報告書の提言が、各機関の取組に生かされることを望むものである。

【参考】

1 児童虐待重大事例検証委員会の開催状況

第1回 平成29年12月25日 埼玉会館

第2回 平成30年 1月29日 埼玉会館

第3回 平成30年 2月21日 県民健康センター

2 埼玉県児童虐待重大事例検証委員会委員名簿

所 属	氏 名
埼玉県立大学 教授（委員長）	市 村 彰 英
大分大学 教授（副委員長）	相 澤 仁
海老原法律事務所 弁護士	海 老 原 夕 美
峯小児科医院 院長	峯 真 人
埼玉県社会福祉士会 会長	青 木 孝 志

発行 埼玉県児童虐待重大事例検証委員会
(事務局)
〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県福祉部こども安全課
電話 048-830-3335
FAX 048-830-4787
メール a3340@pref.saitama.lg.jp